

相模原市農作物鳥獣害防護対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農作物の鳥獣害防護対策の効果的な実施を図るため、農業者が農作物の防護を目的に行う柵等の設置に要する費用の補助に関し、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象は、市内の農地を所有又は借用し、個人又は団体が継続的に農産物を生産している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の許可を受けなければならない者で当該許可を受けていない者は、この補助金の交付対象としない。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 防護電気柵、防護柵又は防護網(以下「防護柵等」という。)の購入及び設置費。ただし、補助金の対象となる費用は、消費税相当額を控除した額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費のうち別表1に掲げる限度額以内とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、相模原市農作物鳥獣害防護対策事業補助金交付申請書(第1号様式)とし、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 防護柵等設置前の現況写真

(2) 防護柵等設置予定地の案内図

(3) 防護柵等購入及び設置費等の見積書の写し

(交付の決定)

第6条 規則第5条に基づく交付の決定は、補助金を交付すべきものと認めるときは、相模原市農作物鳥獣害防護対策事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の市長の定める期日は、相模原市農作物鳥獣害防護対策事業補助金交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業等の完了後速やかに行わなければならない。

2 規則第14条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、相模原市農作物鳥獣害防護対策事業工事完成届(第3号様式)とし、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 完成写真

(2) 防護柵等購入及び設置費等の領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の請求)

第9条 規則第18条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、相模原市農作物鳥獣害防護対策事業補助金交付請求書(第4号様式)とする。

(財産の処分の制限)

第10条 規則第23条第1項第3号に規定する市長が指定するものは防護柵等とし、市長が処分を制限する期間は、3年間とする。

(遵守事項)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けた防護柵等の適正な管理に努めるとともに、事故防止のための安全管理に努めなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度分以後の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

対象とする面積	補助率	補助金の限度額	
		防護柵等の内 ネット状の電気柵	その他の防護柵等
20 a 未満	対象となる費用 の2分の1以内	500,000円	50,000円
20 a 以上50 a 未満			100,000円
50 a 以上1 ha 未満			200,000円
1 ha 以上	対象となる費用 の4分の3以内	750,000円	